

Title	アメリカにおける名誉侵害不法行為の準拠法
Sub Title	Law applied to invasion of reputation cases in U.S.A.
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.4 (1962. 4) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620415-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカにおける名誉侵害不法行為の準拠法

平

良

問題の提起

ハートマン事件にいたるまでの推移

諸説の検討

ハートマン事件以後の動向

むすび

問題の提起

国際私法上の不法行為の成立および効力の準拠法としては、⁽¹⁾現在わが国においては不法行為地法主義 *lex loci delicti* に併せて法廷地法主義 *lex fori* がくわえられた折衷主義がとられているといわれている。⁽²⁾ また、アメリカにおいては不法行為地法主義をとつているものと理解されている。⁽³⁾ 不法行為地法主義をとつた場合に、不法行為成立の要件が複数の法域にわたつている場合に、不法行為地を決定するために行動地法説と結果発生地法説、さらに権利所在地法説等があり、アメリカにおいては通説としては結果発生地法説がとられている。⁽⁴⁾ こうしたことが通常の理解であり、たしかに単純な不法行為事件、

アメリカにおける名誉侵害不法行為の準拠法

すなわち在日アメリカ人が東京で中国人に損害を与えたり、アメリカにおいてニュー・ヨーク市民が過失によりニュー・ジャージ州の市民をロード・アイランド州で傷付けたといった事件については比較的容易に解決しうるであろう。

したがって、国際私法ないしはアメリカにおける州際私法上の問題としては、不法行為の準拠法の決定はそれほど困難を伴っていないと考えられていた。⁽⁵⁾しかしながら、不法行為の発生はこの種の事件にとどまらず、とくにマス・コミュニケーションの発達に伴ってラジオやテレビなどのメディアを通して、一つの発言が州境、ときには国境を越えて名誉毀損や、いわゆるプライバシーの侵害などの不法行為を構成することになるかもしれない。もとより、不法行為を構成するための要件の問題もあるから、常に準拠法決定の上で複雑な問題を生ずるとは限らないであろうが、⁽⁶⁾いささか誇張すれば発行部数の多いタイムやライフに一つの論評をのせたために、アメリカの五十の州と、カナダとメキシコといった二つの外国を結果発生地とすることになるかもしれない。その場合に被告は五十以上の不法行為事件に直面しなければならぬことになるのだろうか。この問題はマス・コミュニケーションの発達と共にアメリカにおいて論ぜられ、現在にいたるまで決定的な解決がされていないとはいえない。⁽⁷⁾しかしながら、さらにもし、いわゆる通信衛星なるものが実現したならば国境を越えて印刷物だけでなくラジオやテレビを通してこの種の侵害が行われるかもしれないし、現在でも出版物や通信を通してこの種の侵害が行われているかもしれないことを考えるなら、この問題につき検討をする意味があるように思われる。

(1) 国際私法における不法行為の準拠法については、山田三良「国際私法上における不法行為」法学論叢一卷四号(明治三五年)、山口弘一「不法行為の準拠法」法学志林八巻六号(明治三九年)、江川英文「国際私法上における不法行為」法学協会雑誌五七巻五号(昭和一四年)、斎藤武生「事務管理、不当利得、不法行為」国際私法講座第二巻四六一―八七頁、その他のすぐれた論稿がある。

(2) 法例第一一条、第一項は行為地法主義を意味し、第三項において法定地法主義を折衷している。折茂豊「国際私法各論」法律学全集一三二頁以下。

(3) 実定法ではないが、リステイトメント第三三七条 Restatement of the Law of Conflict of Laws § 337 「不法行為地は、当該不法行為に

き、行為者に責任を課するに必要な最後の出来事が生じた州(國)に存する。第三三三八条「不法行為地の法が、法的侵害がなされたか否かを決定する。」代表的なテキストには同じじき。Herbert F. Goodrich, *Handbook of the Conflict of Laws*, 3rd ed. p. 265 (1949), George W. Stumberg, *Principles of Conflict of Laws*, 2nd ed. p. 182 (1951) 「キリス法にならば、行為地を以て不法行為とされ、キリス國內法上も訴を提起しうる場合と考へられべし。The Halley, 7 Moore P. C. (N. S.) 263, 37 L. J. Adm. 33, L. R. 2 P. C. 193, 18 L. T. 879, 16 W. R. 998 (1868), Phillips v. Eyre, 10 B. & S. 1104, 40 L. J. Q. B. 28, L. R. 6 Q. B. 1, 22 L. T. 869 (1870), Machado v. Fontes 66 L. J. Q. B. 542, L. R. 2 Q. B. 231, 76 L. T. 588, 45 W. R. 665 (1897) がキリスに於ける法理を支えつゝる主要判例である。

(4) 前出リステイトメント第三三七条。ただし、例外として一九四六年連邦不法行為請求法 Federal Tort Claims Act は「作為もしくは不作為の生じた場所の法」62 Stat 933 (1948), amended, 63 Stat 62 (1949) 63 Stat 101, 28 U. S. C. A. 1346 (b) に行動地法説であると考へられる。しかし実際にはこの法理をもとつた判例は見られなかつた。Robert A. Leflar, *Choice of Law: Current Trend*, 6 Vand. L. Rev. 447 (1953) in *Selected Readings on Conflict of Laws, compiled by the Association of American Law Schools*, pp. 562-75 (1956)

(5) Leflar, *op. cit.* p. 561

(6) 名誉毀損に当ると思われる言葉(たとえば「キチガイ野郎」)がラジオやテレビを通して伝達されたとしても、対象が不明白である(たとえば「アメリカの政治家どもは」)ことになつたり、前後の関係から特定のものに限定される事が明らかであつたりして、現実に侵害を受けた者が五十の州に散つてゐるとはかぎらないからである。

(7) William L. Prosser, *Interstate Publication*, 51 Mich. L. Rev. 959 (1953), in *Selected Readings* pp. 585-603 以下に紹介する諸判例も、主として連邦下級裁判所の判例或は州判例であり、連邦最高裁判所の判例はほとんど見られないといつた状況である。

ハートマン事件にいたるまでの推移

プロッサーによると、いわゆる多数法域にわたる名誉毀損事件は一八四九年にはじまつて⁽¹⁾いる。そして、その事件では一般の不法行為事件に適用されると同じように、不法行為地法主義、そして結果発生地法主義がとられ、新聞や、雑誌のたつた一冊の売買や配達が、それぞれ公表 publication をなし、⁽²⁾独立した訴訟原因となり責任を発生させるものと考えられていたのである。コミュニケーションが比較的制限されていた時代においても、印刷し、販布される以上数多くの訴訟原因を予

想しうることになるのであるから、ラジオのように広範囲に伝達するメディアの発達や、数百万部の発行部数を持った出版物がアメリカ全土にわたって流布される時代にはこうした単純な法理では解決しえない問題が生じて来ることは疑う余地はない。それにもかかわらず、一九三四年の国際私法のリスティメント、一九三八年の不法行為のリスティメントの作成に当つて、この問題に十分な注意が払われていたとは思われない。国際私法のリスティメントは第三三七条に不法行為地 *the place of wrong* の定義をした後に、注釈として⁽³⁾

「五、人の名誉につき損害が加えられた際は、不法行為地は名誉毀損の言葉が伝達された場所である。」

例、七、AはX州において放送し、Bを口頭により名誉毀損した *slander*。BはY州においてよく知られており、放送はBの評判を良く知つている人によつて、その土地で聴取された。不法行為地はYである。」

といった説明がされている人によつて、不法行為のリスティメント第五七八条は名誉毀損の事柄を再公表した場合の責任に関する規定であるが、注釈bにおいて、⁽⁴⁾

「文書による名誉毀損の *libelous* 記事が第三者の注意をひく各場合につき、新しい公表が生ずるので、各公表は別々の不法行為をなすのである。従つて、文書による名誉毀損を含む図書、新聞、雑誌が買却される時には、各場合につき新しい公表がされているのであり、それは、その文書による名誉毀損が虚偽であり *false* 又、免除の特権を認められていない *unprivileged* なら、売主に対して別々の損害賠償の訴を提起する根拠となる。……」

といつていのである。国際私法のリスティメントは特に、後になつてはげしい批判のまとなつていものであるが、この問題については特に指摘されてはいない。⁽⁵⁾ ということはこの時代にはすでに広い影響力を持った出版物が出現し、ラジオが発達し、州境を越えて容易にコミュニケーションが行われていたにもかかわらず、一八四九年以来の法理が伝統的なものとして受け入れられていたことを示しているといえよう。⁽⁶⁾

伝統的な法理と社会の实情との間に矛盾を生ずることは予想しうるところであるが、一九四七年以後諸著作や法律雑誌の論評のまとなり、特に一九四八年のハートマン事件⁽⁷⁾において論議をひきおこすまで、リステイトメントに示された伝統的な法則が受けつがれていたように思われる。一九四〇年のオライリー事件⁽⁸⁾は不法行為⁽⁹⁾リステイトメントの線に沿つて、たとえ訴訟の当事者が同一であつても、別の法域である他州において別個の訴訟原因を発生しているものであるとしている。一九四三年のホールデン事件⁽⁹⁾は法規選択の問題を直接に議論しているものでなく、又、直接にリステイトメントを参照しているわけではないが、連邦民事訴訟規則の解釈及びニューエルの「文書及び口頭による名誉毀損⁽¹⁰⁾」を引用し実質的には不法行為⁽¹¹⁾のリステイトメントの原則と同じく、名誉毀損の文書の買却や、受わたりが行われるときに、一つ一つの場合々々について新しい公表が行われ、新しい訴訟原因を発生しているのであるという見解にたつてゐる。

しかしながら、一九四七年以前にこの種の事件の準拠法につき、一、二新しい問題を提出している判例が見られる。その一つは一九三九年のバンクス事件⁽¹²⁾である、この事件はブライヴァンイ侵害事件の準拠法は「ブライヴァンイの封印が最初に破られた州にある⁽¹³⁾。」と考へている。バンクス事件においては、国際私法リステイトメントに対する一つの解釈がされているといつていい。すなわち伝統的な法理によれば無数の訴訟原因と、数十の適用法規の選択が登場して来るわけであるが、この事件において裁判所は「最初に損害を与える衝撃力 *first harmful impact*」を加えた州の法を準拠法としようとしたのである。もう一つは、必しも正確にいつてゐるわけではないが、法廷地の法を中心に準拠法を定めるものである。一、二の例を見ると一九四二年のカーレイ事件⁽¹⁴⁾、一九四七年のスペーネル事件⁽¹⁵⁾は、いずれも法規抵触の問題にふれずに、単に「私はこの決定は（エリー鉄道会社対タムキンズ事件によつて拘束されているのだから）マサチューセツ州法に反するとは考へられない⁽¹⁶⁾。」とか「本件を拘束しているイリノイ州法によると、⁽¹⁷⁾」といった形で、法廷地の実体法を適用しているものである。これらの二つの事件は、連邦裁判所が取扱つてゐるのであるから、法廷地法は、正しくは連邦法であるといえるかもしれない。

ただ、タムキンズ事件の法理⁽¹⁸⁾によつて在マサチューセッツ連邦裁判所はマサチューセッツ州法を、在イリノイ連邦裁判所はイリノイ州法を適用することになつてゐるのだから、内容としては法廷地の実体法を適用してゐるものといえるのである。ただこの何れの判例においても、法廷地法であるが故に適用したのであるか、実質的な害悪が最初にそこで発生しているから、その州の法を適用しているのか、原告あるいは被告の住所地や営業地を基準にしているのかといったことについては説明されていない。

一九四七年にラベルの「国際私法・比較研究、第二卷⁽¹⁹⁾」が出版され、その中には不法行為を含んでいる、又、この年以後において法学雑誌の上で種々の学説の展開が見られることになるのであるが、学説上の問題は後にゆずり判例の推移を見ると、一九四七年にコールドウェル事件がある⁽²⁰⁾。この事件は「衝撃 impact」説をとつてゐるといえる。この説はバンクス事件の場合と多少異つて、原告が最大の被害を受けている場所の法を準拠法としてゐるのであり、原告の本居地 domicile や活動している場所等をその基準としているものなのである。このように伝統的な結果発生地説に加えて「最初の衝撃」地説、「最大衝撃」地説、及び、法廷地の法を利用する立場などが言われるようになったのであるが、一九四八年に後に話題を提供したハートマン事件⁽²¹⁾が見られるのである⁽²²⁾。

ハートマン事件は一九四四年一月にイリノイ州に籍を有する被告タイム社が、当時約四〇〇万部の発行部数を有する「ライフ」誌を通して、ニュー・ヨーク州のコロンビア大学に職を奉じ、ニュー・ジャージー州に居住する原告ハートマンを「ファシスト」扱いする記事のせたというのであり、この記事は編輯の不備によつてのせられたので、被告の主張するところによるとその誤りについては後に訂正されている。それにもかかわらず名誉を傷付ける記事のせたライフ誌もすでに発行されていたので、ペンシルヴェニア州フィラデルフィアで名誉毀損の記事掲載の雑誌が見付けられたのである。事件は雑誌の発行後かなりへてから訴を提起され果して出訴期間 limitation⁽²³⁾をすぎているかどうか、この出訴期間についてはど

の法（出版社のあるイリノイ州法か、ペンシルヴェニア州法か、連邦法か）が適用されるかといった点が中心になつてゐるが、本稿の関係では、事件はまずペンシルヴェニア州裁判所に提起され、在ペンシルヴェニア連邦裁判所に移送 *remove* され、原審では出訴期間についてはペンシルヴェニア州法が適用されたことを指摘しておけば良い。移送をうけた連邦地方裁判所は、たとえ多数の公表が行われても、それがそれぞれ独立した不法行為をなすものでなく、一つの公表が行われていると考えること、すなわち単一公表の法則 *single publication rule* にもとづき、ペンシルヴェニア州において（出訴期間内に提起されているなら）訴訟原因は一つとなりうることを示しているが、それ以外の法域においてなされた公表については、原告によつて論拠とされたオライリー事件、及び他の判例から、「不法行為は文書による公表が行われたことが明白な場所で行われている、そして、勿論、不法行為がなされた場所の法が準拠法となる。」⁽²⁶⁾といつてゐるのであり、その点では伝統的な法則に従つてゐる。控訴審においては被告に有利な原判決を一部破棄差戻しをしてゐるが、そのいうところによると、ペンシルヴェニア州においては単一公表の原則にもとづき、一つの訴訟原因が認められることになるが、外国（州）でなされた公表についてはそれぞれ外国（州）法の原則が適用されるものであるといつてゐる。⁽²⁶⁾ただし、裁判所はペンシルヴェニア州の法規抵触規定 *rules of conflict of laws* によると原告は、単一公表の法則を採つていない州において生じた訴訟原因につき訴を維持することが出来るものであると考え、さらに又、その場合の訴訟原因は最初に公表のされたイリノイ州に独占 *engross* されてゐるといふのである。⁽²⁷⁾不法行為の準拠法の決定という点からは、この判決には多少混乱がある。すなわち、ペンシルヴェニア州で訴訟原因が発生し、ペンシルヴェニア州法が適用されるのはペンシルヴェニア州が結果発生地であるからともいえるが、イリノイ州の場合にはイリノイ州で公表がされたという結果にもとづくものであるか、被告の本居地としてあるいは行動地として考へてゐるものであるかは明らかでないからである。

(1) Prosser, *op. cit.* 361

アメリカにおける名誉侵害不法行為の準拠法

(2) 名誉毀損 *defamation* は文書によるもの *libel* と口頭によるもの *slander* にわけられ、それぞれについて特別な責任が課せられるが、名誉毀損であるためには、(1)その言葉が訴を提起しようとする名誉毀損であるか、*actionable defamatory statement*。(2)それが被害者たる原告に関するものであるか。(とくにグループの名誉を毀損したと主張される場合に問題となろう。)(3)それが公表されたか。(4)その言葉に対し責任を免除する特権 *privilege* があるかどうか。(とくに報道の場合に問題がある。)あるいは正当な抗弁理由 *defense* があるかどうか、の四点が考えられなければならない。このそれぞれについて問題はあがるが、本稿では、名誉毀損、或はブライヴァンシイの侵害については疑う余地がなく、公表が多数あり、又複数法域に及ぶ場合を考えるのである。

(3) *Restatement of Conflict of Laws* § 337, Note 5 第三三七条の内容は本稿一一三頁注 (c)。

(4) *Restatement of the Law of Torts* (1938) § 578 Comment b 第五七八条は「第五八一条に定めた場合を除いて、名誉毀損にわたる事項を反覆もししくは他に再出版した者は、その者が最初に出版したと同じ範囲で責任を負う。」としている。

(5) *Leflar*, op. cit. p. 562

(6) もとより国際私法のリステイトメントと不法行為のリステイトメントはその性質が相違するのであり特に次の点に注意しておかなければならない。すなわち、不法行為のリステイトメントの法則によると、一つの州の中で多数の公表がされたなら、その州の中で公表されただけだけの訴訟原因を発生することを意味する。もとより他州においても公表され、他州においても訴訟原因となりうるものであれば、そこで国際私法のリステイトメント上の問題になる。後に述べるが、一つの州—法域の中で行われる多数の公表を、訴訟原因としては一つのものとしてしまう。単一公表法則 *single publication rule* を認め、それがアメリカ全州で採用されたとしても国(州)際私法上の法規選択の問題は解消されるわけではない。

(7) *Hartman v. Time Inc.*, 166 F. 2d 127 (3rd Cir. 1948) 第一審事件として、*Hartman v. Time Inc.*, 64 F. Supp. 671 (D. C. Pa. 1946)

(8) *O'Reilly v. Curtis Pub. Co.*, 31 F. Supp. 364 (D. C. Mass. 1940) 原告はロード・アイランド州の市民、被告会社はデラウェア州法人であり、マサチューセッツ州で「サタデー・イウィング・ポスト誌」により公表され、州裁判所から在マサチューセッツ連邦裁判所に移送され、二、三ヶ月して他の三十九州において同一当事者による同じ訴が提起されている。裁判所によると一つの州—法域の中でなされた多数の公表は同じものであるから一つの公表がされたものという事は出来るが、他の州においてなされた公表は別個の訴訟原因をなすものであるといつてゐる。

(9) *Holden v. American News Co. et al.*, 52 F. Supp. 24 (D. C. Wash. 1943) 被告はニュー・ヨーク州法人、ならびにワシントン州における代理人(ワシントン州市民)であり、ワシントン州の市民を「ファシスト」「親日」(事件は戦争中のことである)「反米」といつて名誉を毀損したものである。出版物の公表がワシントン州以外でもなされていることが予想出来るのであり、法規選択の問題も生ずるはずであるが、本件

はワシントン州内での多数の公表と訴訟原因について、伝統的な法則による解釈をしたものである。

(10) 連邦民事訴訟規則第八条(2) Federal Rules of Civil Procedure, Rule 8 (e)(2) 28 U. S. C. A. 723 e 「……当事者は、その有するだけ別個の請求もしくは弁護をなすことが出来る。」

(11) *Newell, Slander and Libel*, see: 256, in *Holden v. American News Co.*, 52 F. Supp. 24, 26

(12) *Banks v. Kings Features Syndicate Inc. et al.*, 30 F. Supp. 352 (D. C. N. Y. 1939) 原告はオクラホマ州住民である。原告の体内の異物の写真が、オクラホマ州の医師(被告になつていない)からオクラホマ州の記者(被告になつていない)を通してニュー・ヨーク州会社である被告にわたされ全米的な規模をもつた新聞に公表されたというプライバシー侵害事件である。裁判所によると最初に公表されたのはニュー・ヨーク州か、オクラホマ州かを明らかにした上で準拠法を定める必要があるというのである。

(13) *ibid.* 354

(14) *Curley v. Curtis Pub. Co.*, 48 F. Supp. 27 (D. C. Mass. 1942) 「サタデー・イブニング・ポスト誌」によりマサチューセッツ州の原告の名譽が毀損されたと主張している事件である。

(15) *Spanel et al. v. Pegler et al.*, 160 F. 2d 619 (7th Cir. 1947) 被告スパーネル及びその出版社「シカゴ・ヘラルド・アメリカン」はイリノイ州に籍を持ち、原告ペグラーとその会社「国際ラテックス」はデラウェア州に籍がある。被告はペグラーが、「共産主義」の陰謀に加つてゐる記事をしてゐる。この判決に反対意見が見られるが、イリノイ州法の解釈の問題で、適用法規選択についての議論はされていない。

(16) *Curley v. Curtis Pub. Co.*, 27 F. Supp. 27, 28

(17) *Spanel v. Pegler*, 160 F. 2d 619, 621

(18) *Erle R. R. Co. v. Tompkins*, 304 U. S. 64 (1938) 本件については、平良「アメリカにおける連邦と州の法律問題」慶応義塾大学法学研究会叢書(8)とくぐその第一篇。同「合衆国裁判所における市民籍の相異と法規選択の問題」民商法雑誌四五卷四五〇頁以下に紹介した。

(19) *Ernst Raebel, The Conflict of Laws, A Comparative Study Volume 2* (1947)

(20) *Caldwell v. Crowell Collier Pub. Co.*, 161 F. 2d 333 (5th Cir. 1947) cert. denied 332 U. S. 766 (1947)

(21) *Hartman v. Time Inc.*, 166 F. 2d 127 (3rd Cir. 1948), *Hartman v. Time Inc.*, 64 F. Supp. 671 (D. C. Pa. 1946) この判例に対して、43 Col. L. Rev. 32, 16 U. of Chi. L. Rev. 164, 94 U. of Pa. L. Rev. 335, 43 Ill. L. Rev. 566, 61 Harv. L. Rev. 1460 などの優れた法律雑誌に解説をわけてゐる。

(22) ハートマン事件と同じ年に、州判例であるがウインロッド事件 *Winrod v. Time Inc.*, 78 N. E. 2d 708 (Ill. 1948) がある。この事件では不法行為リストイメントに代表される伝統的な法則は「マス・コミュニケーションの時代にはそそむないので、単一訴訟原因として考えるこ

アメリカにおける名譽侵害不法行為の準拠法

と、そして州際私法の目的では、カーレイ事件やスパーネル事件と同じく法廷地法を中心として考えると考えられる。

(23) 出訴期間そのものについては、それが法廷地法の適用される手続法とするか、不法行為地法の適用される実体法とするかが議論されている。平、前出書八一―八四頁。ハートマン事件ではこの問題に立入つて手続法と実体法の区分を議論しているわけではないが、事件そのものは期間内かどうか集中されている。特に公表はイリノイ州でされた公表を最初のものとするか、ペンシルヴェニア州での公表を基準とするかという点にある。原審ではペンシルヴェニア州法のみを考えているが、控訴審ではペンシルヴェニア州法とイリノイ州法を併せて考慮するようにしている。

(24) *Campbell v. Willmark Service System*, 123 F. 2d 204 (3rd Cir. 1941) ペンシルヴェニア州でペンシルヴェニアの市民の名誉を傷付ける報告書が作成され、ニュー・ヨークの本社で公表され、ペンシルヴェニア州の原告が訴を提起した、在ペンシルヴェニア連邦裁判所はペンシルヴェニア州法の適用を認めている。

(25) *Hartman v. Time Inc.*, 64 F. Supp. 671, 681

(26) *Hartman v. Time Inc.*, 166 F. 2d 127, 134

(27) *Ibid.*, 135

諸説の検討

このような伝統的な法則の欠点とマス・コミュニケーションの発達にともなう被害の発生の処理に対して一貫した法秩序を考へる必要が生じて来るであろう。一九四七年から五一年にわたつてこの種の侵害に対する準拠法選択のためのいくつかの議論がされている。従来いわれていたものを含めてとり上げると。

(1) 衝撃を与えた各場所の法 *law of each place of impact*。すなわち、リステイトメントの法則に示されている伝統的な法則、これは単純な不法行為事件には適當であるが、多くの結果を発生する不法行為事件については複雑にわたりすぎる。⁽¹⁾

(2) 最初に衝撃を与えた場所の法 *law of the first place of impact*。これはすでに一九三九年のバンクス事件で主張されている。それ以外にはほとんどその例を見ない。というのは、この解釈によると公表する側がこれが最初であるといつて

自己に有利な準拠法を選択しうることになつたり、出版物の場合ならストップ・ウォッチで「最初」をきめることになるという事態になるかもしれないし、ラジオやテレビ放送において、「最初の衝撃地」はすでに複数でありうるからである。⁽²⁾

(3) 圧倒的な衝撃を与えた土地の法 *law of the place of predominant impact*。すでにコールドウェル事件においてこの考えがのべられ、一九四九年のマトックス事件⁽³⁾もこの立場にあるものと考えられる。この理論によると、アメリカ全土に名前の知られている原告が、アメリカ全土にわたる放送によつて傷付けられたとするなら、各州に平均して二パーセントの被害をうけたという算術から、どこが最大の衝撃を受けた土地であるかを定めることは出来ない⁽⁴⁾であり、原告の本居地、主たる業務を行つている場所などを合せて考えることになるのである。⁽⁴⁾

以上の三つの理論はすでに主張され、それぞれ批判されているものであるが、これに加えていくつかの理論が提供されよう。その基礎として、上記の三者は主として原告の利益の侵害、結果に注目しているものであり、その理論を發展しなかつかの説がとられるのであるが、これに加えて被告の側の行為に注目して行為地法主義をとるもの、すでに注目されていたあいまいな法廷地法主義に対し明白な法廷地法主義の主張などが見られるのである。原告の立場から考えて、

(4) 原告の本居地ないしは住所地の法 *law of the place of plaintiff's domicile*。この原則はコールドウェル事件において、最大の衝撃は原告の住むところで生じているといつたことから出て来ているのである。この理論によると、もとよりアメリカにおいて論議のまとなつていいる本居地とは何であり、どこが被害者の本居地であるかを先決しなければならぬ困難を伴う⁽⁵⁾、さらに、たとえある人の本居地が明らかであつたとしても、それが果して被害者にとつて最大の被害地であるとはいきれないのである。⁽⁶⁾

(5) 原告の主たる営業地の法 *law of the plaintiff's principal place of business*。原告が業務を行つているところにおいて、原告が最も被害をうけているだろうという仮定にもとづいて⁽⁷⁾。この場合にも、どこが主たる営業地であるかの決

定が困難であり、そこで被害をうけていることに仮定してしまふことは可能であるにしても、それが正当な擬制となりうるかを考えなければならぬのである。⁽⁸⁾

このように、被害者の側からみると、このような主張は、いわば、結果発生地法説をうけつぎ、権利所在地法説の立場によつて補われているということができる。これに対して、加害者—被告の行動を中心としてリステイトメントの理論とは異つた行動地法説が主張されているのである。これらには、

(6) 被告の行動地の法 *law of the place of defendant's act*。アメリカにおける伝統的な原則に対して、行動地法説はヨーロッパにおいて支持されたのであり、⁽⁹⁾ アメリカにおいても、いわば大陸法系の学者によつて紹介されるにいたつたものである。一九四四年にライシュタインによつて問題がとり上げられ、⁽¹⁰⁾ 一九四七年にラベルの有名なテキストで問題とされ、一九四七年と一九四九年にハーバード・ロー・レビューその他の雑誌で、⁽¹¹⁾ このような異つた角度から問題を考えるように示唆が与えられ、一九五一年にエーレンツワイクによつて名誉毀損も含めて故意の不法行為には行動地法が適用されるようにいわれるにいたつた。又、ハートマン事件以前の時代にあつても若干の事件においては、この理論に深く立入つて議論しないまでも、行動地法を準拠法としているように思われる。⁽¹²⁾ この行動地法説をとつた場合にもなおいくつかの困難が生ずる。すなわち、いつ、どこで行動をおこしたと考えるかということである。A州で原稿が作成され、B州の出版社(C州法人)に送付され、D州で編輯、E州で印刷されることがありうるのであり、⁽¹³⁾ ラジオ放送に當つてA州からB州に電話しそれを放送しているかもしれない。⁽¹⁴⁾ 行動地法説はこの面に対する解答を与えなければならない。又、被告は自分にとつて最も有利な州をえらんで行動を開始することになるかもしれないからである。この面では行動地法説は決して確実な保証を与えているとはいえないのである。⁽¹⁵⁾

(7) 被告の主たる營業の行われている土地の法 *law of the defendant's principal place of business*。いくつかの判例は

この立場をとつているが、主たる營業の行われているところが行動地であると仮定することは出来るであろうが、現実に發生する行為と損害について何等実質的な關係を持つものでなく、又、通常の行動地法説をとつた場合と同じく、被告の側に有利な法を選択せしめようことになる。⁽¹⁸⁾

(8) 被告の本居地あるいは法人格を与えられた土地の法 Law of the defendant's domicile or the state of incorporation。これもあくまで便宜にもとづく仮定であり、理論としては可能であるが、法的な根拠が存在してはいない。⁽¹⁹⁾

これらに加えて一、二考えられることは、

(9) 原告に行動地か發生地かを選択させることが適當であるという主張が、クック⁽²⁰⁾やロレンツェン⁽²¹⁾によつてされている。これは判例の上で用いられているものはないし、又、原告の側にとつて有利な法廷地を選ぶ結果にもなる。

(10) 主たる公表が流布された土地 Place of the principal circulation。これは原告にとつては最大の衝撃を受けたことを意味するし、被告について主たる營業が行われていたことを意味しているものといえる。この場合にも何が主として流布されているかを決定するのに困難を伴うことにならう、又、一般の不法行為の場合と異つて、訴訟原因が無理に一つのものとなされ、一つの法が適用されるという危険をおかさなければならぬ。⁽²²⁾

(11) 関連ある凡ゆる法域の法の断片 piecemeal law をよせあつめること。すなわち、州際名誉毀損問題を分解して、その構成要件のおのおのが行われている多数の州の法則によつて解決してしまうというのである。けれども、これは準拠法の問題を解決するのではなく、複雑にしてしまふ、というものは名誉毀損の構成要件そのものが州によつて異つていたり、ラジオ放送を文書とするか、口頭とするかということにおいて州間の相違があるからである。そしてこの立場は安定した法則を樹立するよりは、一時しのぎの便宜主義になつてしまふことは明らかである。⁽²³⁾

このように、結果發生地法をとつても、行動地法をとつても、それぞれその欠点を免れない。そこで最終的に落ちつく

ころとして、同じ仮定をするなら、法廷地法に準拠するという仮定をしてもいいのではないかということになる。

(12) 法廷地法 *Law of the forum*。実際には法廷地法を準拠法としている判例は少なからず認めることができる。もとよりそれらの判例はスパーネル事件やカーレイ事件において見て来たように、法廷地の法以外の法を無視しているがために結果として法廷地法が準拠法となつているにすぎないのである。⁽²⁴⁾そして、法廷地法が常に決定的なものであるとされるならば、いわゆる「法廷地漁り」*forum shopping* が行われ、原告が都合の良い、法廷地を選び、不当に利益を受ける結果になつてしまふといった理由で、たとえ法廷地法を準拠法とすることが擬制によつて可能であつたにしても、それを行うことが当事者の利益の均衡をはかる上に当をえたことであるとは考えられないのである。⁽²⁶⁾

これらに加えていささか便宜主義的であるが、次の法理がいわれている。すなわち、

(13) 「適当な不法行為法」*proper law of tort*。モリスは、⁽²⁷⁾イギリス国際私法の契約法においていわれている「適当な法」を準拠法とすべきであるといつている。この理論はイギリスにおいてはかなり安定した法則となつているもので、いわゆる「当事者が意図し、あるいは意図していると推定出来る法を契約法の準拠法とする。」⁽²⁸⁾といったものであり、この法理を不法行為に用いてみることの提案である。多くの国際不法行為事件は伝統的な法理によつて解決されるが、それが適用し難い場合に、適当な法の原則を用いて、より弾力的な解決をしようとするのである。たしかにこの理論によつては適当に解決出来ることになるであろうが、法は弾力性とともに、安定性や、結果に対する予見可能性といったものを必要とするのであり、⁽²⁹⁾そうした要求と適当な法の理論をどのように調和させて行くかになお問題が残されている。

(1) Prosser, *op. cit.* 972-73, *Leflar, op. cit.* pp. 566-67, *Note*, 69 *Harv. L. Rev.* 875, 953 (1956), *Note*, 62 *Harv. L. Rev.* 1041 (1949)

(2) Prosser, *ibid.* 973, *Leflar, ibid.* p. 568, *Note* 60 *Harv. L. Rev.* 941, 946 (1947), *Note*, 62 *Harv. L. Rev.* 1041, 1049, *Note*, 16 *U. of Chi. L. Rev.* 154, 167 (1949), [*Note*, 10 *La. L. Rev.* 339, 343 (1950)] (「内は参照しなかつた文献を示す。以下同じ」)

(3) *Mattox v. News Syndicate Co. Inc.*, 176 F. 2d 897 (2nd Cir. 1949) ユマージニブ州市民がニュー・ヨーク州の新聞社によつてユマージ

ニア州その他で名誉を毀損された。連邦裁判所は、この場合にニュー・ヨーク州法が適用され、ニュー・ヨーク州法では不法行為地法にもとゞきヴァージニア州法が準拠法となつてゐること、および、被害者は無名の人でヴァージニア州以外でも名誉が毀損されているとは考えられないから、その他の州法は考慮せず、ヴァージニア州法の適用をしてゐるのである。

(4) Prosser, op. cit. 973-74, Leflar, op. cit. p. 568, Note, 60 Harv. L. Rev. 1315, 1318-19, Note, 69 Harv. L. Rev. 875, 956-57, Note, 16 U. of Chi. L. Rev. 164, 168, 最大衝撃地説をとりつゝる判例は *ノールズマン事件*、*マックス事件* 以外に一九五〇年頃まで *Soony Vacuum Oil Co. v. City Oil Refiners Inc.*, 136 F. 2d 470 (6th Cir. 1943) cert. den. 320 U. S. 798 (1943), *Triangle Publication Inc. v. New England Newspaper Pub. Co.*, 46 F. Supp. 198 (D. C. Mass. 1942), *Yellow Cab Transit Co. v. Louisville Taxicab & Transfer Co.*, 147 F. 2d 407, (6th Cir. 1945), *Folmer Grallex Corp. v. Graphic Photo Service*, 44 F. Supp. 429 (D. C. Mass. 1942) などが見らる。

(5) 本居地 *domicile* の決定は、本居地の定義そのものが固つていないといふ問題がある。リステイトメントを作成した折にも何が本居地であるかについて多くの論議がなれつゝる。平、前出書一七九頁以下。

(6) Prosser, op. cit. 975-76, Leflar, op. cit. pp. 567-68, Note, 60 Harv. L. Rev. 941, 947, Note 96 Harv. L. Rev. 875, 956, Note, 16. U. of Chi. L. Rev. 164, 167-68, [Note, 35 Va. L. Rev. 627, 636 (1949)]

(7) *Skinner Mfg. Co. v. General Foods Sales Co.*, 52 F. Supp. 432 (D. C. Neb. 1943) *affd.* 143 F. 2d 895 (8th Cir. 1944), *Gum Inc. v. Gum makers of America*, 136 F. 2d 957 (3rd Cir. 1943)

(8) Prosser, op. cit. 976, Leflar, op. cit. 568, Note, 60 Harv. L. Rev. 941, 947, [Note, 35 Va. L. Rev. 627, 636]

(9) Rabal, op. cit. vol. 2, pp. 303-4

(10) [Max Rheinheim, *The Place of Wrong: A Study in the method of case law*, 19 Tulane L. Rev. 4, 30 (1944)] in Leflar, op. cit. p. 567 n. 40

(11) Note, 60 Harv. L. Rev. 941, Note, 62 Harv. L. Rev. 1041, [Note, 35 Va. L. Rev. 627]

(12) Albert A. Ehrenzweig, *The Place of Acting in Intentional Multistate Torts: Law and Reason versus the Restatement*, 37 Minn. L. Rev. 1 (1951), in *Selected Readings*, pp. 604-9

(13) *Grant v. Reader's Digest Assn Inc.*, 151 F. 2d 733 (2nd Cir. 1945) 原告はマサチューセッツ州の法律家で、被告はニュー・ヨーク州の法人、出版物はリーダーズ・ダイジェストであるから全米に配布されている。訴は在ニュー・ヨーク連邦裁判所に提起された。ニュー・ヨーク州法が適用されたのは、いわゆる法廷地法に従つたものであると解されている。

(14) ハートマン事件についてみると、タイムやライフは、ニュー・ヨーク州で編輯され、印刷は主としてイリノイ州とペンシルヴェニア州、又

印盤を各地に送りそこで印刷している。この会社はデラウェア州の法人で、イリノイ州に本社を持っている。

(15) *Polakoff v. Hill et al.*, 261 App. Div. 777, 27 N. Y. S. 2d 142 (1941) ニュー・ヨーク州の放送スタジオでの「マナウンスが、有線でニューヨーク州の放送所に送られた」ニュース電波が全国に流れたこと。

(16) *Prosser*, op. cit. p. 567, Note, 60 *Harrv. L. Rev.* 941, 946, Note, 62 *Harrv. L. Rev.* 1041, 1049-50, Note, 69 *Harrv. L. Rev.* 875, 955-56, [Note, 35 *Va. L. Rev.* 627, 634-35]

(17) 「印刷」に関する事件は各州裁判所によって異なる。『憲法』「出版競争に関する事件」を参照。『Addressograph-Multigraph Corp. v. American Expansion Bole & Mfg. Co.], 124 F. 2d 706 (7th Cir. 1941), *Mishawaka Rubber & Woolen Mfg. Co. v. Panther-Panco Rubber Co.*, 153 F. 2d 662 (1st cir. 1945) 用紙工の各州裁判所による。『United States v. Smith, 173 F. 227 (D. C. Ind. 1909)

(18) *Prosser*, op. cit. p. 567, Note, 16 *U. of Chi. L. Rev.* 164, 168, *Rabel*, op. cit. p. 335, [Note, 10 *La. L. Rev.* 339 (1950)] 「印刷」は「発行」または「出版事務所」の所在地」による。

(19) 「出版競争の原則」『American Radio Stores v. American Radio & Television Stores Corp.], 17 *Del. Ch.* 127, 150 A. 180 (1930), *Prosser*, op. cit. p. 567, Note, 43 *Ill. L. Rev.* 556, 560 (1948), [Note, 35 *Va. L. Rev.* 627, 633]

(20) *Walker W. Cook*, *Logical and Legal Basis of Conflict of Laws* (1942) p. 345

(21) *Ernst G. Lorenzen*, *Tort Liability and the Conflict of Laws*, 47 *L. Q. Rev.* 483, 492 (1931)

(22) *Lefflar*, op. cit. p. 568, [Ludwig, "Peace of Mind" in 48 *Pieces Versus Uniform Right of Privacy*, 32 *Minn. L. Rev.* 734, 761 (1948)]

(23) *Prosser*, op. cit. p. 976, *Lefflar*, op. cit. p. 568, Note, 60 *Harrv. L. Rev.* 1315 (1947), Note, 63 *Harrv. L. Rev.* 272, 1274 (1950), [Ehrenzweig, op. cit. p. 604] 「すべての州にわたって」各州裁判所の免責の特権と「この行動地の法が適用される Restatement § 382」を参照してください。

(24) *Kelly v. Lowe's Inc.*, 76 F. Supp. 473 (D. C. Mass. 1948), *Christopher v. American News Co.*, 171 F. 2d 897 (2nd Cir. 1948), *Mau v. Rio Grande Oil Inc.*, 28 F. Supp. 845 (D. C. Cal. 1939), *Levey v. Narnen Bros. Pictures Inc.*, 57 F. Supp. 40 (D. C. N. Y. 1942), *Wright v. R. K. O. Radio Pictures Inc.*, 55 F. Supp. 639 (D. C. Mass. 1944), *Nebb v. Bell Syndicate Inc.*, 41 F. Supp. 929 (D. C. N. Y. 1941), *Hartman v. American News Co.*, 69 F. Supp. 763 (D. C. Wis. 1947) *affd.* 171 F. 2d 581 (7th Cir. 1948) [Trennell v. Citizens News Co., 285 Ky. 529, 148 S. W. 2d 708 (1941), *Bee Pub. Co. v. Shields*, 336 Pa. 182, 8 A 2d 302 (1939)] または配布が法廷地で行われたり、被告原告の本居があったり、他州での訴訟原因につき当事者がとり上げていなかったりしたものが多い。

(25) 州市民籍の相違ある事件では、連邦裁判所と州裁判所が競合した管轄権 concurrent jurisdiction をもち、多くの裁判所の中の一つを裁判地

venueをもつたものとして選択する。原告の訴の提起に対し、被告によつて他の裁判地へ移す要求が出たりして、お互に自分に有利な適用法規が予想される裁判地を探すことになり、それが法廷地漁りということになる。

- (26) Prosser, *op. cit.* 977, *Lehar, op. cit.* p. 569, *Rabel, op. cit.* pp. 304, 333, *Lorenzen, op. cit.* 483, 492, [Ehrenzweig, *op. cit.* 4, 10-11], *Rheinstein, op. cit.* p. 604, *Note*, 60 *Harv. L. Rev.* 1315, 1320, *Note*, 69 *Harv. L. Rev.* 875, 954-55, *Goodrich, Yielding Place to New; Rest versus Motion in the Conflict of Law*, 50 *Col. L. Rev.* 881, 822 (1950)
- (27) J. H. C. Morris, *The Proper Law of A Tort*, 64 *Harv. L. Rev.* 881 (1951)
- (28) A. V. Dicey, *Conflict of Laws*, 6th ed. p. 579 (1949)
- (29) S. I. Schuman and S. Prevezer: *Tort in English and American Conflict of Laws; The Role of the Forum*, 56 *Mich. L. Rev.* 1067, 1129-30 (1958)

ハートマン事件以後の動向

ハートマン事件はリーディング・ケースであるよりはむしろ問題を提出し、伝統的な不法行為の準拠法の法則がマス・コミュニケーションの発達した時代には行きづまつて示したものと見える。それにひきつづく判例も何等かの形で伝統的な法則を修正し、訴訟原因を単一化する努力をしているように思われる。⁽¹⁾ この努力の中で、先に現れた漠然とした法廷地中心主義も散見することが出来るが、判例の中心は結果発生地法の検討におかれてるように思われる。一九五一年のエステイル事件⁽²⁾はマトックス事件に従つた最大の衝撃地説をとり、それは一九五二年のナイマン事件⁽⁴⁾にうけつがれているように思われるし、一九五五年のバーンシュタイン事件⁽⁵⁾は原告の本居地と結びつけて、最大の關係を持つた土地をとり上げている。又、一九五二年のデール(電信)事件⁽⁶⁾は、最大の公表、流布のなされた土地の法を準拠法としているのである。一九五三年のデール(タイム)事件⁽⁷⁾、フーツ事件⁽⁸⁾、ハズライト事件⁽⁹⁾は原告の業務地法あるいは本居地法を準拠法としているのである。これは最大衝撃地説と結びついて先述のバーンシュタイン事件にうけつがれているのである。⁽¹⁰⁾ 最大の衝撃、被害をう

けた土地、それを本居地と結びつける傾向が主潮となつてゐる。結果としては一九五二年にはドナヒュー事件⁽¹¹⁾のように伝統的な法則の解釈にもとづきながら刑事事件を参考として行為のなされた土地の法をとりあげてゐるものも現われている。こうした結果発生地法を補足し、修正していく傾向に対して、被告の行動地法主義をとる立場はほとんど見られない。ただ、印刷した出版物以外のマス・メディア、特にラジオやテレビジョンについては、最大の衝撃が測定しがたいことから、行為地法主義に関心をもたれていないわけではない⁽¹²⁾。けれども、名誉毀損やプライバシーの侵害事件は救済を与えることが訴の目的であるという立場からは⁽¹³⁾、むしろ、仮定によるものであるにしても、被害者―原告の本居地あるいはそれに準ずる場所を準拠法地とすることになるのである。

多数の州にわたり結果を発生する不法行為とくに名誉毀損やプライバシー侵害事件の準拠法を決定することの困難性を解消する努力として、一九五二年に統一単一公表法 Uniform Single Publication Act⁽¹⁴⁾が提案された。これは従来⁽¹⁵⁾の単一公表の原則が、一つの法域の中で生じている多数の訴訟原因を一つのものとして取扱つていたことから進んで、多数法域にわたる公表も一つの訴訟原因にしてしまうものである。すなわち、

「第一条（単一公表もしくは発言にもとづく不法行為の訴の制限、損害賠償の回復）何人も、新聞、図書あるいは雑誌の一期、聴衆に対する一回の表示、ラジオ、テレビジョンによる一回の放送、もしくは、映画の一回の映写のごとき、単一の公表、陳列、発言にもとづく文書による名誉毀損、口頭による名誉毀損、プライバシーの侵害、その他の不法行為に対する損害賠償については一つだけの訴訟原因を有するものである。そのような訴に対する救済は、すべての法域において原告が、その不法行為によつて蒙つた、すべての損害賠償を包含しなければならぬ。

「第二条（既判力としての判決）第一条に定める単一公表、陳列もしくは発言にもとづく損害賠償の訴につき、実質的な争点について原告勝訴あるいは敗訴の判決がされた場合には、同一公表、陳列もしくは発言にもとづく、同一原告による同一

被告に対する訴を阻止 Bar するものとする。」

といったことを主要な内容としている。

この統一法の原則は一九五六年までに六州⁽¹⁶⁾でとられているにすぎない。そして、この内容からは、訴が提起され解決されてから後に更に同一の訴訟原因にもとづく訴を提起することを防止するには役立つにせよ、ある法域で訴が提起された際に、どこの法が準拠法になつて争が解決されるかといったことには答えていない。そして、合衆国憲法上の「充分な信頼と信用に関する条項⁽¹⁷⁾」によると、そもそも他州の判決の既判力を認めなければならないのだから統一法をまつまでもなく、統一法をとつていない州でも、他州の判決は既判力をもつていえるのであり、統一法は問題の解決をなしえなかつた。⁽¹⁸⁾

ハートマン事件およびその前後の一連の事件によつて提示されている問題は、すくなくとも二つに分けて考えなければならぬように思われる。その一つは、ハートマン事件で特に問題となつている、名誉毀損についての出訴期間の準拠法であり、もう一つは出訴期間内である場合の適用法規である。複雑な多数の公表が行われた場合に、何時が公表の時であり、出訴期間算定の基礎とされるかが重要な意味を持つてであろう。この時期までにすでに議論されて来ているが、⁽¹⁹⁾通常原則によれば出訴期間は手続上の問題であり、法廷地法が適用されるわけである。けれども名誉毀損の事件においては、不法行為の発生時期そのものが問題になり、そのために準拠法とされる実体法が適用されるであろう州、すなわち、他州とくに結果発生地の出訴期間法を適用するといった結果を生じて来ているのである。けれどもその場合には法廷地においては出訴期間を経過しているが、他州では出訴期間内であるために、他州から借用した法律によつて処理しなければならぬという矛盾⁽²⁰⁾や、法廷地法と不法行為地法をそれぞれ参照して出訴期間を定めていくという、あいまいな解決を避けることは出来ない。⁽²¹⁾

たとえ訴が出訴期間内に提起されたとしても、準拠法の決定については、すでにのべたような、伝統的な法則、最大衝撃地説、最初の衝撃地説、最大公布地説、そして電波とからんだ行動地説等の何をとるかという問題は残つて来るのであり、

それらが学説の対立にとどまつていることは許されず、現実に発生する事件を処理するために、何等かの統一ある解決を必要としている。その一つはプロッサー⁽²²⁾やレフラー⁽²³⁾によつて示唆された統一名誉毀損法を設けるということである。統一法が州に対して採決を提案されるにすぎないものであることから、そして、現に統一法の多くの州で採決されているわけではないことを考えるなら、プロッサーのいう「時間が切迫している」⁽²⁴⁾名誉毀損問題の解決が短期間に行いうるものとは思えないし、名誉やプライバシーの侵害はある特定の社会の感覚によつて決定される性質をもつから、画一的な内容をもつた統一法が容易に採択されるとはいえないものである。⁽²⁵⁾

これに代わるものとしては連邦政府によつて州際名誉毀損事件については連邦法をもつて規制することである。⁽²⁶⁾もとより、現行法においても、一九三二年の連邦通信法 Federal Communication Act を通して断片的に名誉毀損事件を取り扱うことが出来るし、⁽²⁷⁾一九〇八年の連邦使用者責任法 Federal Employers Liability Act の⁽²⁸⁾中に、本来は州の問題である不法行為上の責任を連邦の法の領域にくりいれることも見られたのであり、⁽²⁹⁾従来しばしば用いられている憲法の「通商条項」の解釈からは⁽²⁹⁾違憲の問題も生じて来ないように思われる。このような法律は当然「連邦の問題」⁽³⁰⁾の領域に属するのであり、所轄の連邦裁判所は州裁判所と同じに行動し、クラクソン事件⁽³¹⁾のように当該州の抵触法規に拘束されるというよりは、クリアフィールド事件⁽³²⁾に見られるような連邦独自の法を適用することになるであろう。その場合に連邦裁判所はエリー事件以前に⁽³³⁾発展していた、名誉毀損に関する連邦の一般法を適用することになるかもしれない。プロッサーによると、従来発展して来た連邦の一般法はどの、州法よりも優れたものという評価はされている。⁽³³⁾ただ同一訴訟原因につき、同一当事者間に発生した事件が連邦名誉毀損法によつて解決しうるにしても、州が州独自の名誉毀損法をもっているなら、連邦と州の抵触が生じ、⁽³⁴⁾いわゆる、法廷地漁りが生ずるのではないか。この点についてはすでに商標や不正競争事件においてとられている、原告に有利な法廷の選択とか、連邦による救済を独占的なものとする⁽³⁴⁾ことによつて解決が出来るのではないかと考えられている。

(一) *Howser v. Pearson*, 95 F. Supp. 936 (D. C. D. C. 1951) ミシオに於ける名誉毀損事件、十州に放送されてゐるが、各州に放送されてゐるか否りにおいて、すべからずその州の実体法が適用される。 *Kilian v. Stackpole Sons Inc.*, 98 F. Supp. 500 (D. C. Pa. 1951) ミンネソタ州内での公表は同州の出訴期間法にもとより阻止されてゐる。けれどもそれ以外の州において発生している訴訟原因については明示していない。
Brason v. Rawcett Publications Inc., 124 F. Supp. 429 (D. C. Ill. 1954) テラウェア州法人の出版社によつて、イリノイ州の市民のプライバシー侵害がなされ、全国に公表された。出訴期間法の適用につき、イリノイ州法の適用はなく、その他の多数の州法が適用されることになるであらうとされている。

(二) たゞせば、 *Leverson et al. v. Curtis Pub. Co.*, 192 F. 2d 974 (3rd Cir. 1951) 州市民籍の相違のあるプライバシー侵害事件で在る。ミシウエニ連邦裁判所がミンネソタ州法を準拠法とした。 *Stephenson et al. v. Triangle Publications Inc.*, 104 F. Supp. 215 (D. C. Tex. 1952) 州市民籍の相違のある事件、出訴期間に於て法廷地法を準拠してゐる。あつとも理由は明白でなからず、最大衝撃地説によるものも見える。州判例として、プライバシー侵害事件に於て *Gautier v. Pro Foot Ball Inc. et al.*, 107 N. E. 2d 485 (Ch. of App. N. Y. 1952) これはテレビジョンによる放送である。この他に、いわゆる法廷地法説を認むるものは、 *Ganner v. Triangle Publications Inc. et al.*, 97 F. Supp. 546 (D. C. N. Y. 1951) プライヴァシー侵害事件、前出レヴァートン事件と同じアプローチをしてゐる。 *Anderson v. Hearst Pub. Co. Inc et al.*, 120 F. Supp. 850 (D. C. Cal. 1954) 在カリフォルニア連邦裁判所はカリフォルニア州法を適用、もし州法が明白でないなら、州裁判所がなすであらうとこの案に於て決定する。

(三) *Estill v. Hearst Publishing Co. Inc.*, 186 F. 2d 1017 (7th Cir. 1951) 出版社(被告)はイリノイ州にあり、原告はインディアナ州に住んでゐる。出版物はインディアナ州に於てのみ広く配布されてゐる。インディアナ州法を適用する。

(四) *Neiman-Marcus Co. et al. v. Lait et al.*, 107 F. Supp. 96 (D. C. N. Y. 1952) ニューヨーク州は主として公表が行われた土地であり、おそらく、最初の公表が行われ、そして原告がその業務を行つたことにもとづいてゐる。

(五) *Bernstein v. National Broadcasting Company*, 129 F. Supp. 817 (D. C. D. C. 1955) 原告は一九三二年より四〇年の間殺人罪で刑に服してゐた。その間に新聞や雑誌で事件は公表されてゐるが、一九四八年にラジオで一九五二年にテレビジョンで、いわゆるトルー・ストーリーが放送されたというプライバシー侵害事件である。原告が本居を有し、あるいは彼の感情に最大の衝撃を蒙つてゐる土地の法が適用される。

(六) *Dale System Inc. v. General Teleradio Inc. et al.*, 105 F. Supp. 745 (D. C. N. Y. 1952) 原告はカナディアン州に本居を有するが、ニュー・ヨーク州で業務を行つてゐた。放送はニュー・ヨーク州で行われてゐる。主たる放送の配布がニュー・ヨーク州で行われ、放送が先ずニュー・ヨーク州で行われてゐるというところから、ニュー・ヨーク州法で救済が認められるかどうかを見なければならぬ。

(七) *Dale System Inc. v. Time Inc. et al.*, 116 F. Supp. 527 (D. C. Conn. 1953) 原告は主たる業務をカナディアン、ニュー・ヨーク、マサチ

ニューヨーク、ニュー・ジャーシイ、ロード・アイランドの諸州で行つていた、被告は出版物をニュー・ヨーク州で編輯、イリノイ、ペンシルヴェニア、及びカリフォルニア諸州で印刷、リプリントがニュー・ハンプシア、オハイオ両州でされている。裁判所は原告の本居地カネティカ州の法を適用しているが、それは本居地法であると共に、法廷地法でもある。本件ではいくつかの説をまとめて検討し、最も関係があるといふことからカネティカ州法を選んでいるようである。

(8) *Fouts v. Favcett Publications Inc.*, 116 F. Supp. 535 (D. C. Conn. 1953) 在カネティカ州連邦裁判所は、カネティカ州法によつて、原告の実体的権利を決定するためには原告の本居地の法によつて決定されること、そしてその本居地であるキャンサス州法上文书による名誉毀損事件は原告の本居地法によるものとされていることになつた。

(9) *Hazlett v. Favcett Publications Inc.*, 116 F. Supp. 538 (D. C. Conn. 1953) 前記事件と同趣旨である。

(10) *Polanski v. News Syndicate Co. Inc.*, 130 F. Supp. 17 (D. C. N. Y. 1955) は三項目、内容的には九つにわたつて諸説を検討し、原告の本居地が彼の名譽につききつとも行きわたつてゐると仮定 *assumption* できるのであり、そしてこの仮定は原告が技術的にどこに本居地をもつているかではなくて、実質的にどこに名声がいきとどいていたかといふ意味で、本居地主義をとつてゐる。

(11) *Donahue et al. v. Warner Bros. Pictures Inc. et al.*, 194 F. 2d 6 (10th Cir. 1952) 映画によるプライバシー侵害事件、原告はユタ州にあり、被告会社はカリフォルニア州にあり、映画はまたカリフォルニア州で上映された。そもそもプライバシーの侵害が訴訟原因となりうるものであるかが州によつて異つてゐる。この場合にはプライバシーの侵害はユタ州においては、刑事責任も民事責任も課せられるものであつたのである。ただ、その種のユタ州の法がユタ州以外の州が法廷地となつたときに拘束力を持ちうるかといふことであり、控訴裁判所はユタ州法の適用を認めているのである。

(12) たとえば *Dale System v. General Teleradio*, 105 F. Supp. 745 (1952) は、「ニュー・ヨーク州は法廷地であるだけでなく、放送が開始され又主として流布された土地であるから」 *ibid.* 749 とつてゐる。ラジオにおける名誉毀損については、*Donald H. Remmers, Recent Legislative Trend in Defamation by Radio*, 64 *Harv. L. Rev.* 729 (1951)。レムナーは、名譽の侵害は名譽が傷付けられた土地ではじめて明らかであるといふことから、行動地主義を支持してゐると思へなう。

(13) *Note*, 69 *Harv. L. Rev.* 875, 955-56

(14) 9 A *Uniform Law Ann.* 139 の統一法は一九五一年に統一多数州名誉毀損法 *Uniform Multistate Defamation Act* として提案され五二年九月成案をえた。

(15) たとえばハートマン事件に見られるように、ペンシルヴェニア州では、その州の内部で単一公表の法則を採り、他のいくつかの州においても、不法行為リステイトメントの法則にかかわらずこの法則をとつてゐる。

- (19) Elliot E. Cheatham et al., *Cases and Materials on Conflict of Law*, 4th ed. (1957) p. 469 一九五六年のハーバート・ロー・レビューの
 一ノ四 Note, 69 *Harv. L. Rev.* 875, 951 に於ける「マリソナ・マイヤホ・ノース・ダコタ州によるインシネヴェヒアの四州」。
- (17) この条項については、平ノ前出書一三八一四一頁。
- (18) Prosser, *op. cit.* 994-95, Note, 69 *Harv. L. Rev.* 875, 950-51
- (19) 出訴期間が「作らぬ」 built in であるが、実体法の一面として考えがある。Guarantee Trust Co. of New York v. York, 326 U. S. 99 (1945) 平ノ前出書八二一八四頁。
- (20) Note, 69 *Harv. L. Rev.* 875, 952-53
- (21) Hartman v. Time Inc., 64 F. Supp. 671, 673 ノベロ Brasson v. Fawcett Publications, Inc., 124 F. Supp. 429, 433-34 判例 Sidis v. F-R Pub. Corp., 113 F. 2d 806 (2nd Cir. 1940)
- (22) Prosser, 51 *Mich. L. Rev.* 939, 996-98 ノロッセーは統一法の提案に執着して居るわけではなく。カナダにおける例を指摘してこの解決法を批判して居る。
- (23) [Leifer, *The Single Publication Rule*, 25 *Rocky Mt. L. Rev.* 263 (1953)] in Note, 69 *Harv. L. Rev.*, 875, 960
- (24) Prosser, *op. cit.* 998
- (25) Prosser *ibid.* 998, 69 *Harv. L. Rev.* 875, 959-60
- (26) Prosser *ibid.* 995-96, 98-99, Note, 69 *Harv. L. Rev.* 875, 957-59
- (27) 28 U. S. C. 315 電信会社は明らかにな名誉毀損に當る発言を知りながら伝達したとせば責任がある。O'Brien v. Western Union Tel. Co. 113 F. 2d 539 (1st Cir. 1940)
- (28) 45 U. S. C. 51-60, Second Employer's Liability Act Cases, 223 U. S. 1 (1912) ほとんど最近では、州法の適用を避ける目的で、連邦使用者責任法上の事件のほとんどがロスマンノ訴を連邦裁判所に提起し、その数が増加していることから、この法律の適用はより注意して行われなければならないことを考えられる。たとえ Rogers v. Missouri Pacific R. R. Co., 352 U. S. 500 (1957) におけるフランクファーターの少数意見。
- (29) 「通商条項」は極めて拡大されて解釈されて来ている。一例としては、売春禁止を目的とする一九一〇年のマン法あるいは白人奴隷運搬法 White Slave Trade Act 及び、売春婦を州境を越えて輸送することの禁止は、州際通商を規制しようする連邦憲法の権限の中にあるといわれている。Caminetti v. United States, 242 U. S. 470 (1917) などもこのたてである。通商条項の発展については William W. Crosskey, *Politics and the Constitution in the History of the United States*, Vol. 1 (1953) pp. 17-292, Edward Corwin, *The Commerce Clause versus State Rights*;

Back to the Constitution (1936) など多くの著書が見られる。

- (36) 「連邦の問題」については、平、前出書七八一八頁。
- (37) Klaxon Co. v. Stentor Electric Mfg. Co., 313 U. S. 487 (1941) 連邦裁判所は、それが所轄する当該州裁判所と同じに行動し、従つてその州の抵触法規も適用しなければならない。平、前出書六六、八三頁。
- (38) Clearfield Trust Co. v. United States, 318 U. S. 363. 平、前出書七八一八〇頁。
- (39) Prosser, op. cit. 998-99
- (40) Note, 69 HARV. L. REV. 875, 959

むすび

アメリカにおいては連邦政府が存在するという特殊事情があるために、州際 interstate 名誉毀損事件については、あるいは連邦法のわく内で解決しうるかもしれない、しかしながらなお、州が国際 international 私法の領域において独立した法域であるかぎり、各州の持つ抵触法規、実質法の相違から生ずる多法域にわたる名誉毀損事件の問題は残るのである。特に地理的に外国に接し、交通やコミュニケーションが容易に伝達されている以上、アメリカにおける名誉毀損事件の準拠法があいまいな基礎の上に立つていることは許されないであろう。

もとより、リストイメントに示されている伝統的法則の解釈と、統一公表法を通して訴訟原因の単一化への努力がされている。ただ伝統的な法則が不法行為の準拠法につき、概括的な定義を与えているために、そのわくをはずれて、名誉毀損、プライバシー侵害事件を例外とする必要があるかもしれない、けれども、その場合に名誉毀損やプライバシー侵害のみを例外とせず、複數法域にわたる詐欺もあるし、たとえ過失事件においても原因と結果と実害の発生が異つた州において生じたり、多數当事者が存在した場合にはさらに異つた問題を提示し、伝統法則に対して例外に例外をつみかさねる結果になりかねないのである。

あるいは又、リステイトメントを研究した折に議論されたように、国際私法上の原則については概括的な定義を与えるよりは、個別的に準拠法を定めるということである。しかしながら個別的に準拠法を定めたならば、極端な場合には、先決問題の準拠法から、構成要件の一つ一つについての準拠法、そして性質決定、とくに手続法と実体法の決定の準拠法等々を組み合せた、極めて複雑な、細分化されてルールになるのであり、たとえそれが実現されたとしても、科学技術の進歩は予想しえない新しい問題を提供することになるかもしれない。

逆に、アメリカの多くの裁判所によつてとられた漠然とした法廷地法主義や、モリスのいう適当な法の理論は、事案の一応の解決には役立つであろうが、それは不確実な基準にすぎないものになるであろう。このようにアメリカにおいて法の基本的な問題への反省をくりかえしながら、現在にいたるまで十分な解答を与えてはいないように思われる。ただ、この模索が、わが国においても将来発生するであろう問題の検討について何等かの示唆が与えられればと考えるものである。

本研究は慶応義塾学事振興資金にもとづく研究の一部である。